

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認愛知地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	7 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	34 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	24 件

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から7年3月まで

A県からB県に美容師として転居した。当時の給料は手取りで10万円に満たず、保険料の免除申請を行い、保険料を免除してもらっていた。

C区役所に婚姻届を提出した平成7年11月に、同区役所の人から免除期間の保険料を追納することができるという話を聞き、8年1月か2月ごろに、元妻とD社会保険事務所に出向き、私の免除期間中の保険料を追納した。金額は70万円ぐらいであり、結婚した時の祝い金と元妻の貯金から下ろしたお金で支払った。

追納保険料の納付の事実が確認できるものは何も無いが、申立期間について保険料を追納したことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間においては、免除期間である申立期間を含め国民年金保険料の未納は無く、平成8年度からは付加保険料も納付している上、申立期間については、美容師としての収入が少なく保険料を納付できなかったため全額申請免除を受けていたとしているなど、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人が申立期間の保険料を追納したとする平成8年1月か2月ごろは、追納が可能である期間（免除を受けた期間から10年以内）であったことから、申立期間について保険料を追納することは可能であった。

さらに、申立人が申立期間の保険料を追納したとするD社会保険事務所の窓口では、当時、保険料を追納することが可能であったことから、申立人の主張と合致する上、申立人が記憶する申立期間の保険料の納付金額（70万円ぐらい）は、実際に申立期間の保険料を追納するのに必要となる金額（73万9,440

円)とおおむね一致する。

加えて、申立人がC区役所に婚姻届を提出した平成7年11月に、同区役所の人から免除期間の保険料を追納することができるという話を聞き、D社会保険事務所で申立期間の保険料を追納するのに必要となる金額を聞いた上で、それから、しばらく経った8年1月か2月ごろに、同社会保険事務所に出向いて申立期間の保険料を追納したとする記憶も具体的である。

このほか、通常、免除期間の追納を行った場合、社会保険庁に追納申込の記録が残っていると考えられるところ、申立人の申立期間の追納申込に係る記録は認められないが、同庁によれば、平成14年より前に社会保険事務所の窓口で追納保険料を領収した場合は納付書を作成する必要が無かったため、追納申込の記録は残らないとしており、同申込記録が無いことについても不自然さは無い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年1月から同年3月まで  
社会保険庁の記録では、申立期間の国民年金保険料が未納とされているが、きちんと納付していたので調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料が未納とされている期間は申立期間の3か月のみであり、申立期間前後の保険料は納付済みとされているのに、申立期間のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号の払出時期から昭和39年8月ごろ国民年金加入手続を行ったとみられるが、この時点で時効前であった37年7月の資格取得時以降の過年度保険料を納付することにより、それまでの未納期間を解消しており、保険料の納付意識が高かったこともうかがわれる。

さらに、社会保険庁が保管している申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）によれば、申立期間については、「勸奨状送付」、「納付書送付」と記載されていることから現年度に納付されなかったことがうかがわれるものの、申立人は昭和56年1月から同年3月までの保険料についても過年度納付を行っており、上記申立人の保険料の納付状況等から判断して、申立期間についても過年度納付を行ったとしても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から49年3月まで

私は、20歳を過ぎた数年後に国民年金の加入手続をA市役所で行った。申立期間当時、同市内で、母親と洋服の仕立業を営む兄と3人で同居し、私は建築業(大工)を営んでいたため、外で仕事をするが多かったことから、私の保険料は、兄が自身の分と一緒に集金人に納付してくれていた。申立期間前後はきちんと納付済みとなっており、一緒に納付した兄は申立期間については納付済みとされているにもかかわらず、私のみが未納とされていることには納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和44年10月3日に払い出されており、申立人の国民年金手帳の発行日は同年7月27日と記載されていることから、申立人はこのころに国民年金に加入したものとみられる。申立人の納付記録を見ると、この加入手続を行った昭和44年度から60歳到達の前月の平成19年2月までの国民年金加入期間において、申立期間を除き国民年金保険料の未納は無いことから、申立人の保険料の納付意識は高かったことがうかがわれる。

また、A市では、昭和47年度の第4期からは印紙検認方式から納付書方式に変更したとしており、申立人の兄が所持していた申立人の国民年金手帳を見ると、同年度国民年金印紙検認記録欄の各月欄にはすべて昭和47年10月31日付けの検認印があることから、申立期間のうち、47年度分の保険料は納付されていたものとみられ、申立期間当時における申立人の納付記録は適切に管理されていたとは考え難い。

さらに、申立人は、昭和55年3月3日に申立人の母親とその兄と一緒に同

居していたA市から転居しているが、申立人の保険料を一緒に納付したとする申立人の兄は、国民年金被保険者資格を取得した38年2月から申立期間を含む申立人が転居する55年3月までの期間は納付済みとされていることから、申立人のみが未納とされているのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から46年3月まで  
② 昭和54年4月から57年3月まで  
③ 昭和59年4月から61年3月まで

私は、離婚後にA市で2回、再婚後にB市で1回の計3回、国民年金保険料の未納分をまとめて納付した。A市では、督促のはがきが届いたこと、1回目は約4万円を納付したこと、2回目は兄に30万円から40万円を借りて納付したことを覚えている。また、私の夫も、私がB市で10万円から12万円を納付したことを覚えている。かなりの保険料をまとめて納付したはずなので、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、離婚した昭和61年6月以降にA市で2回、再婚しB市に転居した平成3年4月以降に1回、未納としていた国民年金保険料を納付したと述べている。しかし、この時点では、申立期間①及び②の保険料は時効により納付することはできず、過去の未納保険料を一括納付することができる特例納付の時期でもない。

また、A市の記録により、申立人は、昭和61年4月から同年8月までの国民年金保険料を同市で現年度納付したことが確認できる。その保険料は合計3万5,500円であり、申立人が同市で1回目に納付したとする保険料(約4万円)とは、この際のものであったと考えられる。

さらに、申立人は、申請免除とされていた昭和57年5月から59年3月までの国民年金保険料を後日に追納している。社会保険庁のオンライン記録では、平成4年5月に申立人が当該期間の保険料の追納申出を行ったことが記

録されていることから、申立人はこのころに当該期間の保険料を追納したと推認される。この追納期間の保険料額は12万7,000円余りであり、申立人がB市で納付したとする10万から12万円とほぼ一致することから、申立人が同市でまとめて納付したと記憶する保険料は、この追納の際の保険料と考えられる。

加えて、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立人の離婚の時点では、申立期間③の保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人は、離婚した後のA市での国民年金保険料の納付について、督促の通知があったので、1回目はその母親に約4万円を納付してもらい、2回目はその兄に30万円から40万円を借りて金融機関で納付したと具体的に説明しており、申立人の兄は、申立人の説明とほぼ同様の額を保険料納付のために申立人に送金したことがあると述べている。申立人は、その兄に借りた金額のうち保険料として納付した金額がいくらであるかは記憶していないが、申立期間③の保険料額は15万5,000円余りであり、借用した金額により納付可能である。

さらに、申立人は、国民年金保険料を一括納付したとする対象期間の記憶は不明確であるものの、上記のとおり、A市在住時の約4万円の納付、B市へ転居後の10万円から12万円の納付は事実であったものと推認でき、申立人の記憶には信ぴょう性が認められる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から61年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年度のうち6か月及び昭和54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年度のうち6か月  
② 昭和54年1月から同年3月まで  
③ 昭和57年1月から同年3月まで  
④ 昭和57年9月から60年9月まで  
⑤ 昭和62年4月から平成4年11月まで

国民年金保険料が集金だったころは知人である集金人が来ていた覚えがあり、納付書で納付するようになってからはA市B区役所か銀行で納付していた覚えがある。また、免除とされている期間について、免除を申請した覚えは無く、全部納付した覚えがあるので、申立期間が未納又は免除とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和37年度は6か月納付と記録されており、申立人の国民年金手帳では、昭和37年4月から同年9月までは検認印があり、同年10月から38年3月までは検認印が無い。

一方、申立人の国民年金手帳により納付日が確認できる昭和36年度から45年度までの保険料は、37年度の6か月を除きすべて現年度納付されており、その当時の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳の検認印の内容から、昭和36年度の保険料は区役所で納付、37年度のうち納付済みとされている6か月の保険料は集金人に納付したものとみられ、同年度の6か月の検認日は昭和38年3月6日である。これは、A市における集金人制度の発足が37年11月であることか

ら、集金人が初めて申立人宅を訪れたのが同年度末であったものとみられ、集金人が同年度末に当該年度の保険料の集金のために申立人宅を訪れたにもかかわらず、当該年度のうち6か月分の保険料のみを納付し、ほかの6か月を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 申立期間②については、社会保険庁の被保険者台帳では、昭和53年度の欄に納付書送付との記載がある。これは、申立期間②の国民年金保険料が現年度納付されなかったために過年度納付書が送付されたものと考えられ、これにより申立期間②の保険料を納付することが可能である。

また、被保険者台帳では、申立人は、申立期間②に近接する期間において4回過年度納付を行ったことが記録されており、申立期間②についても過年度納付書が送付されたにもかかわらず、これを納付しなかったとは考え難い。

- 3 申立期間③、④及び⑤については、社会保険庁の記録及びA市の記録共に、国民年金保険料は申請免除と記録されている上、昭和54年度以降、一部の期間の保険料は申請免除後に追納されており、保険料の免除を申請した記憶は無いとする申立人の主張と相違する。

また、これら申立期間は計108か月と長期に及ぶが、申立人は、この間の国民年金保険料の納付方法について、社会保険事務所で納付したなどとするのみで、具体的な納付方法及び納付金額についての記憶は無い。

さらに、申立人の夫も、60歳到達により国民年金の資格を喪失するまでは、これら申立期間の保険料は申請免除と記録されている。

加えて、申立人が申立期間③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年度のうちの6か月及び昭和54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年度のうち6か月、昭和42年4月、53年4月から同年9月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年度のうち6か月  
② 昭和42年4月  
③ 昭和53年4月から同年9月まで  
④ 昭和54年1月から同年3月まで  
⑤ 昭和55年1月  
⑥ 昭和57年1月から同年3月まで  
⑦ 昭和57年9月から平成2年6月まで

国民年金保険料が集金だったころは知人である集金人が来ていた覚えがあり、納付書で納付するようになってからはA市B区役所か銀行で納付していた覚えがある。また、免除とされている期間について、免除を申請した覚えは無く、全部納付した覚えがあるので、申立期間が未納又は免除とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、社会保険庁が保管する申立人の被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和37年度は6か月納付と記録されており、申立人の国民年金手帳では、昭和37年4月から同年9月までは検認印があり、同年10月から38年3月までは検認印が無い。

一方、申立人の国民年金手帳により納付日が確認できる昭和36年度から45年度まで（厚生年金保険被保険者期間を除く。）の保険料は、37年度の6か月及び申立期間②の1か月を除きすべて現年度納付されており、その当時の保険料納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳の検認印の内容から、昭和 36 年度の保険料は区役所で納付、37 年度のうち納付済みとされている 6 か月の保険料は集金人に納付したものとみられ、同年度の 6 か月の検認日は昭和 38 年 3 月 6 である。これは、A 市における集金人制度の発足が 37 年 11 月であることから、集金人が初めて申立人宅を訪れたのが同年度末であったものとみられ、集金人が同年度末に当該年度の保険料の集金のために申立人宅を訪れたにもかかわらず、当該年度のうち 6 か月分の保険料のみを納付し、ほかの 6 か月を納付しなかったとするのは不自然である。

- 2 申立期間②については、申立人の妻は当該期間を含む昭和 42 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を同年 9 月に集金人に納付したことが妻の国民年金手帳の検認印により確認できる。

また、申立人は、申立期間②の直後の昭和 42 年 5 月に厚生年金保険被保険者となり国民年金の資格を喪失しているが、この手続は、その当時に適切に行われていたことが、申立人の国民年金手帳及び被保険者台帳の記載から確認できる。このため、申立期間②が国民年金被保険者期間であることは、申立人の妻が当該期間の保険料を納付した時点で承知していたものとみられ、申立人の保険料も納付したと考えるのが妥当である。

- 3 申立期間③及び④については、社会保険庁の被保険者台帳では、昭和 53 年度の欄に納付書送付との記載がある。これは、申立期間③及び④の国民年金保険料が現年度納付されなかったために過年度納付書が送付されたものと考えられ、これにより当該期間の保険料を納付することが可能である。

また、被保険者台帳では、申立人は、申立期間③及び④に近接する期間において 3 回過年度納付を行ったことが記録されており、申立期間③及び④についても過年度納付書が送付されたにもかかわらず、これを納付しなかったとは考え難い。

- 4 申立期間⑤、⑥及び⑦については、社会保険庁及び A 市の記録共に、国民年金保険料は申請免除と記録されている上、昭和 54 年度以降、一部の期間の保険料は申請免除後に追納されており、保険料の免除を申請した記憶は無いとする申立人の主張と相違する。

また、これら申立期間は計 98 か月と長期に及ぶが、申立人は、この間の国民年金保険料の納付方法について、社会保険事務所で納付したなどとするのみで、具体的な納付方法及び納付金額についての記憶は無い。

さらに、申立期間⑤の国民年金保険料については、申立人の妻は申請免除後に追納している。しかし、申立期間⑤の前後の期間の保険料の追納日が夫婦で異なっており、妻が追納していることをもって申立人も一緒に追納したと推認することはできない上、申立人は申立期間⑤を含む 3 か月（昭和 55 年 1 月から同年 3 月まで）のうち 2 か月（同年 2 月及び同年 3 月）の保険料を平成 2 年 2 月に追納しているが、その時点では、申立期間⑤の保険料を追

納することができる期間(免除を受けた期間から10年以内)を過ぎている。

加えて、申立人の妻は、申立期間⑦のうち昭和60年10月から62年3月までの国民年金保険料を平成7年10月に追納しているが、その時点では、申立人は65歳に到達し老齢基礎年金の受給権者である。老齢基礎年金の受給権者については、制度上、保険料を追納することはできないことから、申立人の妻が当該期間の保険料を追納していることをもって、申立人も一緒に追納したと推認することはできない。

このほか、申立人の妻も、申立期間⑥及び⑦(申請免除後に追納された昭和60年10月から62年3月までを除く。)の国民年金保険料は申請免除と記録されているほか、申立人が申立期間⑤、⑥及び⑦の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿等)は無い。

- 5 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年度のうちの6か月、昭和42年4月、53年4月から同年9月までの期間及び54年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年5月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から同年9月まで  
② 昭和47年3月から49年3月まで

申立期間①については、会社を退職し婚姻するまでの間は国民年金保険料を納付していたはずである。また、申立期間②については、昭和46年9月にA市B区に転居してから加入し、保険料を納付していたはずである。加入手続や保険料の納付は私自身が行ったので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人には、2回、国民年金手帳記号番号が払い出されており、うち1回目は、申立人の婚姻（昭和39年10月婚姻届）前の同年5月にC村で払い出されている。社会保険庁が保管する1回目の国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）では、申立期間①を含む同年3月から同年9月までの保険料が納付されていたことが記録されている。

また、上記被保険者台帳には、申立人が昭和39年3月に強制加入として国民年金の資格を取得し、同年5月に資格喪失したことが記載されているほか、昭和39年度の納付記録欄が6か月納付から1か月納付に訂正されている。しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立人が申立期間①の当時に被用者年金制度に加入していた記録は無いなど、同年5月に申立人が国民年金の資格を喪失すべき事由は見当たらないことから、事実と異なる事由により申立人の国民年金の資格喪失手続が行われ、これに基づき保険料納付記録の訂正が行われたものと認められ、申立期間①については納付済期間とする必要がある。

2 申立人の1回目の国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳では、昭和39年5月に資格喪失後、申立期間②の当時に資格を再取得した記載は無く、同年10月以降の保険料を納付した記録も無い上、申立人がA市B区に転居した記載も無い。

また、申立人は、昭和46年9月にA市B区に転居して間も無く、国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁の記録により、申立人の2回目の国民年金手帳記号番号は51年10月から同年11月までの間に払い出されたことが確認できるほか、上記の二つの国民年金手帳記号番号以外の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の2回目の国民年金加入手続は昭和51年10月から11月ごろまでに行われ、その際に47年3月にさかのぼって資格を取得したものと推認される。このため、申立人は、1回目の国民年金手帳記号番号による国民年金の資格を喪失以降、申立期間②の当時には資格の再取得手続を行っておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、社会保険庁が保管する2回目の国民年金手帳記号番号に係る被保険者台帳（マイクロフィルム）では、昭和49年度及び50年度の保険料が昭和52年1月に過年度納付されたことが記載されている。このことから、申立人の2回目の国民年金加入手続が51年10月から11月ごろまでに行われ、加入手続前の未納保険料をまとめて納付したと考えられるほか、それ以前の期間である申立期間②の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人は、申立期間②の当時の国民年金保険料の納付方法について、口座振替で毎月納付したとしている。しかし、A市においては、口座振替は昭和52年度から、保険料の毎月納付は62年度から開始されたとしており、申立人の記憶と相違する。

このほか、申立期間②について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年5月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から46年3月まで

申立期間当時は両親と同居しており、亡母が家族の国民年金保険料を納付していた。同居の兄の申立期間の保険料が納付済みとされているのに、私の保険料が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、その兄の申立期間の国民年金保険料が納付済みと記録されているのに、申立人が未納とされているのはおかしいとしている。

しかし、申立人の兄の国民年金手帳記号番号の払出時期から、兄の国民年金の加入手続は、申立人が20歳になる以前の昭和42年11月ごろに行われたものと推認され、申立期間の保険料を納付することが可能であった。これに対し、申立人の国民年金手帳記号番号は47年8月に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年8月25日であるほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このため、申立人の国民年金加入手続は申立期間後の同年8月ごろに行われ、その際に申立人が20歳になった44年\*月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、その母親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、申立人の国民年金加入手続は、申立人が23歳になったころに行われている。一方、その兄及び姉についても、20歳の当時には加入手続は行われておらず、申立人が20歳の当時に加入手続が行われていなかったことが、その兄及び姉と比較して不自然とは言えない。



さらに、申立人の申立期間の国民年金加入手続及び保険料納付を行っていたとするその母親が死亡しているため、その状況について確認することはできないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

- 2 申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される昭和47年8月の時点では、申立期間のうち、45年7月から46年3月までの保険料を過年度納付することが可能である。

また、申立人の家族の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度発足当初から60歳到達までの保険料をすべて納付しているほか、申立人、その兄及び兄の妻についても、加入手続以降の国民年金加入期間の保険料はすべて納付しているなど、申立人の母親の保険料納付意識は高かったものと認められる。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時期の前年度の昭和46年度の保険料は納付済みと記録されている。これは、申立人の母親が過年度納付したものと考えられ、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの保険料も同様に過年度納付可能であったにもかかわらず、申立人の母親が、これを納付しなかったとは考え難い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和63年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年5月21日から同年6月1日まで

私は、申立期間について、B社からの出向解除辞令により、A社からB社C支店に転籍したが、1日の空白も無く勤務していた。

しかし、社会保険庁の記録では、昭和63年5月21日から同年6月1日までの間に空白の期間があるので、空白が無いように訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社及びB社の回答並びに両社からの提出資料により、申立人が申立期間において両社に継続して勤務(昭和63年5月21日にA社からB社C支店に異動発令。ただし、実異動日は同年6月1日。)していたことが確認できる。

また、B社は、「当社とA社間の出向職員については、給与計算は継続して行っていた。」としており、A社も、「当時の資料は保存していないが、昭和63年5月の申立人の厚生年金保険料については、当社で控除していたと思われる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料をA社により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和63年4月の社会保険庁のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか

否かについては、出向元であるB社が、「当社C支店とA社の担当者間で被保険者資格の得喪日についての連絡が十分に行われず、A社では、辞令発令日どおり昭和63年5月21日を喪失日とし、当社C支店では実異動日である同年6月1日を取得日として届け出たと推察される。」としていることから、その結果、社会保険事務所は、同年5月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和49年2月5日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月4日から49年2月5日まで

私は、申立期間には、A社に在籍したままB社に出向していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。A社からは、在職証明書と説明文書「保険期間漏れ復活のお願い」をもらっているもので、記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が申立人に交付した在職証明書及び説明文書「保険期間漏れ復活のお願い」により、申立人は、昭和49年2月5日にB社に転籍するまでA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和48年10月の社会保険事務所の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が届出の誤りを認めていることから、事業主が昭和48年11月4日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成7年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月28日から同年2月1日まで

私は、平成6年5月にA社に入社し、同年7月に厚生年金保険被保険者資格を取得してから、7年1月末まで勤務していたが、社会保険庁の記録では、同社での厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年1月28日とされている。

しかし、雇用保険の記録では平成7年1月31日離職となっており、さらに、A社の給与明細で同年1月分の保険料控除が確認できるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

給与明細書及び雇用保険受給資格者証により、申立人がA社に平成7年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、B厚生年金基金が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険資格喪失確認通知書によると、事業主が平成7年1月28日を厚生年金保険の資格喪失日として届け出たことが確認できることから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の保険料について

納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和28年5月1日から31年2月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を28年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年5月から29年9月までを3,000円、同年10月から30年7月までを4,000円、同年8月から31年1月までを7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年3月30日から31年2月20日まで

私は、中学卒業後の昭和27年3月30日にA社に入社し、34年6月14日まで継続して勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、資格取得日が31年2月20日とされ、申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。保険料控除が証明できる資料は無いが、申立期間も同社に勤務していたことは確かであるし、入社から4年近くも厚生年金保険被保険者とされていないのは納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社において、申立期間当時に事務を行っていたとされる現在の同社の事業主及び申立期間に同社における厚生年金保険被保険者記録がある複数の同僚は、「申立人は、中学卒業後の昭和27年3月から会社の寮に住み込みで働き、34年6月まで正社員として継続して勤務していた。」と証言している。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人が記憶している事業主及び同僚計10人のうち9人は、A社の被保険者であることが確認できる。

さらに、申立人の1年先輩に当たる同僚2人は昭和27年5月1日に、1年後輩に当たる同僚1人は29年6月1日に、2年後輩に当たる同僚1人は30

年4月1日に被保険者資格を取得しており、入社時期と厚生年金保険被保険者資格の取得時期には、12か月から15か月の差があることが確認でき、A社は、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行していなかったことがうかがわれるものの、申立人のように入社時期と資格取得時期の差が47か月もの長期となっている者はみられない。

加えて、申立人及び同僚が記憶しているA社の従業員数10～13人は、申立期間当時の同社の被保険者数とおおむね一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、少なくとも昭和28年5月から31年1月までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和31年2月の社会保険事務所の記録及び同僚の記録から、28年5月から29年9月までを3,000円、同年10月から30年7月までを4,000円、同年8月から31年1月までを7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間の被保険者名簿の整理番号に欠番は見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考えられない上、申立人に係る被保険者資格の取得に係る届出や厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届のいずれの機会においても社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主が昭和31年2月20日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る28年5月から31年1月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和27年3月30日から28年5月1日までの期間については、上述のとおり、A社においては、入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させる取扱いを励行せず、入社から14か月程度は資格取得手続を行っていなかったことがうかがえるとともに、このほかに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 9 年 4 月 5 日まで  
平成 7 年 10 月から 9 年 3 月までの標準報酬月額が資格喪失後に28万円から9万2,000円とされているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 28 万円と記録されていたところ、A社が適用事業所に該当しなくなった日（平成 9 年 4 月 5 日）の後の同年 4 月 8 日付けで、7 年 10 月 1 日までさかのぼって 9 万 2,000 円に引き下げられている。

また、申立人と同様に、A社の全喪日に被保険者資格を喪失している同僚12人のうち、11人の標準報酬月額が平成 9 年 4 月 8 日付けでさかのぼって 9 万 2,000円に引き下げられており、そのうち 2 人の標準報酬月額の記録が、社会保険庁の職権によって訂正されている。

さらに、複数の同僚は、A社に勤務している期間に 5 万円以上給与額が下がったことは無いと証言している。

なお、申立人は、当時の A 社は保険料の滞納があったと主張しているところ、元事業主は、保険料の滞納は無かったと証言しており、社会保険事務所には、同社の保険料納付に関する資料は現存しておらず、同社の厚生年金保険料滞納に係る事実は確認できない。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立人の標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円とすることが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の標準報酬月額の記録については、申立期間のうち、平成5年11月から8年11月までは44万円、同年12月から10年11月までは47万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月26日から10年12月29日まで

私は、A社で何の問題も無く、仕事に従事していたが、平成2年4月から10年11月までの標準報酬月額が実際の給与に基づく標準報酬月額より低くなっていることに納得できないので、申立期間における標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、申立人が給与明細書を提出した期間に係る標準報酬月額については、給与明細書において確認できる報酬月額から、平成5年11月、6年9月、同年12月、7年2月、同年5月及び同年11月を44万円に、8年12月、9年5月、同年6月、同年8月、同年9月、同年11月、同年12月、10年2月、同年4月、同年5月及び同年11月を47万円に訂正する必要がある。

また、申立期間のうち、申立人が給与明細書を提出していない期間に係る標

準報酬月額については、その前後における給与明細書の報酬月額に見合う標準報酬月額が同額であることが確認できる上、社会保険庁に記録されている標準報酬月額の記録も当該期間及びその前後の期間において差異が無いことが確認できることから、平成5年12月から6年8月まで、同年10月、同年11月、7年1月、同年3月、同年4月、同年6月から同年10月まで、同年12月から8年11月までを44万円に訂正し、9年1月から同年4月まで、同年7月、同年10月、10年1月、同年3月、同年6月から同年10月までを47万円に訂正する必要が認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は納付したとしているが、提出された給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と社会保険庁で記録されている標準報酬月額が、給与明細書が提出された全期間にわたり一致していないことから、社会保険事務所は、当該期間について、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成2年4月から5年10月までの期間については、事業主から提出された「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人の資格取得時の標準報酬月額は32万円であり、社会保険庁の記録と一致していることが確認できる。

また、A社の事業主は、申立期間の賃金台帳等の給与支払及び厚生年金保険料控除を確認できる資料については、資料の保存は無く、詳細は不明である旨を回答していることから、申立てに係る事実について確認することができない。

このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間のうち、平成2年4月から5年10月までの期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年9月1日から同年10月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を同年10月20日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を41万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年9月1日から同年11月まで

私がA社に勤務していた期間と厚生年金保険記録が相違しており、当時の賃金台帳から申立期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていることから、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された販売手数料明細表（賃金台帳）、雇用保険被保険者資格喪失届及び離職証明書により、申立人が申立期間のうち、昭和59年9月1日から同年10月19日までの期間において、A社に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、雇用保険被保険者資格喪失届及び離職証明書によると、A社は、申立人の雇用保険の資格喪失手続を昭和59年10月20日に行っていることから、申立人は同日以前に同社を退職したものと認められ、申立人の同社における厚生年金保険の資格喪失日については、雇用保険の資格喪失手続日と同日の同年10月20日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、販売手数料明細表（賃金台帳）の保険料控除額及び昭和59年8月の社会保険事務所の記録から、41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、厚生

年金保険被保険者資格喪失届の届出日が昭和59年11月9日となっているものの、このほかに事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和59年10月20日から同年12月1日までの期間については、上述のとおり、申立人はA社を同年10月19日に退職したものと認められることから、当該期間は、厚生年金保険法の規定により、厚生年金保険被保険者となることができない期間であることから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年2月から62年4月までの期間、平成5年12月から6年2月までの期間、12年3月及び13年7月から14年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月から62年4月まで  
② 平成5年12月から6年2月まで  
③ 平成12年3月  
④ 平成13年7月から14年7月まで

私は、国民年金保険料の納付が必要なことについては親から聞いており、会社を退職した後は厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、納付書が送付された時には、すぐには払えていないにしても払うようにはしていた。また、免除という制度があり、保険料を追納しないと年金が減額になることも知っていたため追納もした。申立期間について国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①のうち、昭和60年4月から62年4月までの申請免除期間の国民年金保険料については追納を行ったとし、その他の申立期間については、納付書が届くと保険料を納付していたはずだとするのみで、追納の申込みを行ったとの記憶は無く、それぞれの申立期間の保険料の納付時期、納付場所、納付金額等の具体的な納付状況についてもよく覚えていないとしており、申立期間の保険料が納付又は追納されたことをうかがい知ることは困難である。

また、申立人は、申立期間①のうち、昭和60年2月及び同年3月の保険料について、62年12月に一括で納付したと主張しているが、同年12月を基準とすると、時効により納付することはできない上、申立人が申立期間①のうち、60年4月から62年4月までの申請免除期間について追納申込を行ったことを

示す記録は見当たらないことから、当該期間に係る納付書が発行されたことも考え難い。

さらに、申立人は、会社を退職した時は厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったとしているが、社会保険庁の記録によれば、平成15年9月の会社退職後の同年9月から同年11月までの未加入期間について加入勧奨を受けていた記録が見られるにもかかわらず、同期間については手続を行ったとはされておらず、申立人の主張には齟齬<sup>そご</sup>が認められる。

加えて、申立期間②、③及び④の時期になると、年金記録管理業務のオンライン化、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が進み、記録漏れ、記録誤り等が生ずる可能性は少なくなっているところ、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿、預金出金記録等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月から49年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年4月から49年5月まで

私は、昭和35年10月1日にA市で国民年金の資格を取得し、36年4月分から保険料を納付した。途中、会社勤めも2回あったが、退職後は国民年金への切替手続も怠らず、同市内で何度か転居もしたが、その都度、住所移転の手続を行い、国民年金手帳にも変更の記載がある。申立期間の保険料を納付した際の領収書など証明するものは無いが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、納付書により申立期間の国民年金保険料を銀行で納付し、A市の集金人（国民年金推進員）には納付したことは無いとしているが、同市では、申立期間における保険料収納方法は、集金人（国民年金推進員）による印紙検認方式であったとしていることから、申立人の主張とは相違する上、申立人は、申立期間の保険料をさかのぼって一括して納付した記憶も無い。

また、申立人は、申立期間の保険料の納付時期、納付金額など、保険料の納付状況に関する記憶は曖昧である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人には、国民年金手帳記号番号が2回払い出されており、1回目は昭和35年12月13日にA市B区で、2回目は45年5月13日に資格取得日を同年4月21日として同市C区で払い出されている。1回目に払い出された記号番号に基づく国民年金被保険者台帳を見ると、同年4月25日を資格取得日とする記録が社会保険庁に進達されたのは53年2月と記載されていることから、このころに申立人に対して払い出された記号番号の重複が判明し、1回目に払い出された記号番号に統合されたものと考えられ、これ以外に申立人に対し、別の手帳記号番号が払い出された形跡は見



当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

申立期間当時、私はA市B区の寺に住み込みで僧侶の修行をしていた。修行中の昭和36年3月か同年4月ごろ、国民年金加入の訪問勧奨を受け加入した。それ以降、数か月ごとに訪問する集金人に、300円又は600円の保険料を納付していたことを覚えているので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区に居住していた昭和36年3月か同年4月ごろ、国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁の記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は43年3月に同区で払い出されたことが確認できる。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に同区で申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。以上のことから、申立人の国民年金加入手続は同年3月ごろに行われ、その際、36年4月にさかのぼって資格取得したものと推認され、申立期間当時は未加入であったことから、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は、昭和36年に国民年金に加入した当初から集金人に保険料を納付していたとしているが、A市における集金人制度の開始は37年11月であり、申立人の説明と相違する。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される時点では、申立期間のうち、昭和41年1月から42年3月までの保険料を過年度納付することが可能であったが、申立人は、過年度保険料を扱わないとされている集金人に定期的に納付していたとするのみであり、当該期間の保険料が過年度納付され

ていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年6月から平成12年1月までの期間及び同年6月から16年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年6月から平成12年1月まで  
② 平成12年6月から16年5月まで

私が父親の経営する飲食店で働いていた時、20歳になったので、父親が国民年金の加入手続きを行い、母親が保険料を納付していた。両親が年金を郵便局で受給していたことも覚えており、私も同じように年金支給があってもいいと思うが何も通知が来ない。古いものなので記録の探しようが無いとか、記録が無いとかで、片付けることは許せないので、年金が支給されるよう保険料の納付があったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金加入手続きに関与しておらず、その父親が行ったとしている。保険料の納付についても、その母親が平成6年に死亡するまでは、母親が行っていたとしており、申立人の両親が死亡しているため、それらの状況について確認することはできない。

また、社会保険庁のオンライン記録では、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人が20歳当時に居住していたとするA市B区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらない。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、平成12年2月3日に、申立人に基礎年金番号が付番されたことが記録されており、A市の記録でも、同日に申立人の国民年金資格の新規取得手続きが行われ、この際に申立人が20歳になった昭和39年6月にさかのぼって資格を取得したことが記録されている。このことから、申立人が初めて国民年金の加入手続きを行ったのは平成12年2月

であり、申立期間①の当時には、申立人は国民年金に加入しておらず、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

加えて、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親が平成6年5月に死亡して以降は、申立人自身が保険料を納付することになるが、申立人は、保険料の納付方法等については全く記憶が無いとしている。

その上、申立人は、国民年金保険料が申請により免除されていたと記録されている平成12年6月から13年3月までの期間についても、保険料を納付していたとしている。しかし、申立人自身、保険料の免除手続を行ったことがあるとしている上、社会保険庁及びA市の記録では共に、当該期間は申請免除と記録されているほか、その申請日、処理日等も記録されており、ほかに当該期間の保険料が免除されていたことを疑わせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 愛知国民年金 事案 1740

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年12月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年12月から42年3月まで  
私の離婚をきっかけとして、私の将来を案じた母親が国民年金の加入手続を行った。その時点で、20歳までさかのぼり大金を納付したと母親から聞いていたので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、これらを行ったとする申立人の母親は死亡しており、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和42年9月に払い出されており、申立人が離婚（同年8月）後にその母親が国民年金の加入手続を行ってくれたとする申立人の説明と符合する。申立人は、この加入手続の時点から4年以上さかのぼって保険料を納付したとしており、特例納付によるほか納付する方法は無い。しかし、加入手続の当時には、特例納付は行われていないほか、申立人は、44年7月に転居する際に、その母親から当該保険料納付の話聞いたとしているが、その時点でも特例納付は行われていない。

さらに、申立人の国民年金加入手続が行われたと推認される昭和42年9月の時点では、申立期間のうち、40年7月から42年3月までの保険料を過年度納付することが可能であった。しかし、申立人は、母親から、20歳までさかのぼり大金を納付したと聞いているとするのみで、納付時期、納付金額、納付方法等の詳細については承知しておらず、当該期間の保険料が過年度納付されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年10月から47年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年10月から47年9月まで

二人目の子供を出産後、しばらくして落ち着いた昭和42年10月ごろ、A市B出張所に行き、国民年金の任意加入の手続を行った。その後、C市へ転居したが、保険料はA市B出張所で納付していたのに、申立期間が未納とされているのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年10月ごろ、C市に転居する直前にA市で国民年金の任意加入手続を行ったとしている。しかし、A市及びC市を管轄するD社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿では、申立人の国民年金手帳記号番号は47年11月に払い出されたことが記載されているほか、申立人が所持している年金手帳では、同年10月26日に初めて任意加入として国民年金資格を取得したことが記載されている。

また、D社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらないほか、申立人は、婚姻後昭和48年4月まで同社会保険事務所管内から転居したことは無いとしているなど、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続は昭和47年10月に行われたものと推認され、申立期間当時には、国民年金に加入していなかった上、申立期間は資格取得前の無資格期間であり、保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人の夫は厚生年金保険被保険者で、申立人は国民年金の任意加入対象者に該当し、任意加入の対象期間については、制度上、

加入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することはできない。

加えて、申立人は、申立期間当時、A市B出張所で国民年金加入手続を行い、保険料を納付していたとしているが、国民年金手帳の受領についての記憶は不明確であるほか、保険料の納付についても、現金で納付していたとするのみで、具体的な納付方法についての記憶はあいまいである。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い上、A市及びC市によると、C市の住民の保険料をA市で徴収することは無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月から61年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月から61年10月まで  
申立期間は学生であったが、弁護士である父親が国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料も父親の口座から引き落としで納付してくれていたと思う。絶対に納付していたが、兄の分の記録も消えている。申立期間当時の確定申告書もあり、社会保険料控除額を調べれば分かるはずであるので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、申立人が学生当時に、その父親が行ってくれていたとしている。しかし、社会保険庁のオンライン記録及び申立期間当時に申立人が居住していたA市の記録では共に、申立人が国民年金に加入した記録は無い。

また、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、申立人の父親が加入手続きを行ったとするA市B区で、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

以上のことから、申立人は国民年金に加入したことは無く、その父親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立人の父親は、申立人のほか、その兄についても、学生当時に国民年金保険料を納付していたとしており、納付した保険料額は、確定申告書に記載されているとしている。しかし、申立人の父親の確定申告書（控）に記載されている保険料の控除額は、申立人の両親二人分の保険料額とほぼ一致しており、申立人兄弟の分も納付していた場合の金額とは著しく相違している。

加えて、上記確定申告書（控）以外に、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から58年3月まで

申立期間は学生であったが、弁護士である父親が国民年金の加入手続きをしてくれ、保険料も納付してくれていたと思う。申立期間当時の確定申告書もあり、社会保険料控除額を調べれば分かるはずであるので、申立期間の保険料が納付されていたことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料納付に関与しておらず、申立人が20歳になったころにその父親がA市B区で加入手続きを行い、学生時代の保険料を納付してくれていたとしている。しかし、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和58年6月に同区で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に同区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は見当たらない。

また、申立人は、昭和54年4月にA市B区からC市へ転居しているが、同市で国民年金の手続を行ったことは無く、A市に住む申立人の父親が保険料を納付してくれていたとしているなど、同市B区以外で別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

以上のことから、申立人の国民年金加入手続きは昭和58年6月ごろに行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったことから、その当時に、申立人の父親が申立人の保険料を納付することはできなかったと考えられる。

さらに、申立期間のうち、昭和54年4月から58年3月までの間は、申立人は大学生で、国民年金の任意加入対象者に該当するが、制度上、任意加入対象期間については、加入手続きの時点からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立人の父親は、申立人のほか、その弟についても、学生当時に国民年金保険料を納付していたとしており、納付した保険料額は、確定申告書に記載されているとしている。しかし、申立人の父親の確定申告書（控）に記載されている保険料の控除額は、申立人の両親二人分の保険料額とほぼ一致しており、申立人兄弟の分も納付していた場合の金額とは著しく相違している。

このほか、上記確定申告書（控）以外に、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から53年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から53年1月まで

父親が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。兄と姉に納付記録があり私が未納となっていることは無いはずである。私は、28歳で国民年金の加入手続をしたことになっているが、その時は、国民年金手帳を紛失したのでA市B区役所で再発行の手続をしたものであり、申立期間が未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続はその父親が行い、申立期間のうち婚姻前の昭和45年2月から47年10月までについては、父親が保険料納付を行ってくれたとしており、申立人は関与しておらず、父親は既に死亡しているため、その状況について確認することはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、婚姻後の昭和52年12月に社会保険事務所からA市B区に払い出されたものの一つであり、社会保険庁の国民年金受付処理簿では、申立人は同記号番号により53年2月に任意加入として国民年金の資格を取得したことが記載されている。国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立人が申立期間当時に居住していたとする同市C区及び同市D区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できないほか、申立期間当時に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。このことから、申立人の国民年金加入手続は同市B区で同年2月に行われたものと推認され、申立期間当時には未加入であったため、保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

さらに、申立人が婚姻した昭和47年11月以後の期間は、申立人の夫が厚生年金保険被保険者で、申立人は国民年金の任意加入対象者であり、制度上、加

入手続の時点からさかのぼって資格取得することはできず、保険料を納付することもできない。

加えて、申立人は、婚姻後は自らが国民年金保険料を納付していたとしているが、婚姻した際の国民年金の諸変更手続の状況は不明であり、通知が来たら納付していたはずであるとするのみで、具体的な納付方法等についての記憶は不明確である。

このほか、申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から同年7月まで

申立期間当時、会社を退職し次の会社に入社するまでの間、社会保険無しではいけないと思い、A市B区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続をした。失業保険の給付額が少なかったため、国民健康保険料については免除が承認されたので、国民年金保険料についても免除を申請していたはずである。その申請が承認されたのか、承認されず保険料を納付したのか覚えが無いが、申立期間が免除又は納付ではなく、未納とされていることは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職後の昭和48年4月に、A市B区役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったとしている。しかし、社会保険庁のオンライン記録では、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された記録は無く、国民年金の資格（第1号被保険者）取得日は平成18年4月とされているほか、国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査しても、申立期間当時に、同区で申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出された記載は見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時に国民年金手帳を受領した記憶は無く、所持している年金手帳は、共済組合脱退後の平成18年4月に受領したもののみである。

以上のことから、申立人は、申立期間当時には国民年金に未加入であり、保険料の免除の申請又は納付を行うことはできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、国民健康保険料が免除されていたので、国民年金保険料の免除も申請していたはずであるとするのみで、具体的な免除申請手続については記憶が不明確であるほか、免除が却下された場合は納付したはずであると

しているが、具体的な納付方法の記憶は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたもの又は免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年6月3日から38年5月8日まで  
② 昭和38年6月21日から39年2月15日まで  
③ 昭和39年3月2日から43年6月1日まで  
④ 昭和43年7月1日から44年6月30日まで

私は、昭和43年の秋ごろに社会保険事務所で脱退手当金の請求を行ったが、職員から脱退手当金受領書を渡され、「A社が保険料を滞納しているため、記載の金額を同社で受け取り、この受領書は後日提出しなさい。」と言われた。

しかし、私は夫と相談した結果、結局、A社には行かずに、署名捺印した受領書を社会保険事務所へ提出した。

このため、私は脱退手当金を受け取っていないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、脱退手当金の請求手続を行ったとしているところ、社会保険事務所が保管している申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、昭和43年秋ごろに、社会保険事務所において、脱退手当金をA社から受領するように指示されたとしているが、当該時点における申立人は、B社の厚生年金保険被保険者であり、制度上、現存被保険者には受給権が無いことから、申立人の主張は不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 5 月 10 日から 30 年 3 月 1 日まで  
② 昭和 30 年 11 月 16 日から 31 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 27 年から 30 年 2 月末まで A 社に勤務していたが、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、申立期間②については、そのころに B 社から C 社に引き抜かれて転職しているので、転職に当たって当該申立期間の空白が生じるはずが無い。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、当該期間に A 社の厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 2 人は、申立人を記憶していないと証言している。

また、A 社は合併後、解散しており、後継会社の D 社は、当時の賃金台帳等関係資料を保存していないとしている上、当時の人事労務の担当者も死亡していることから、申立人の当該期間における同社での勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについては確認できない。

さらに、申立人は、昭和 27 年から 30 年 2 月末まで A 社に継続して勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している E 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人には、28 年 9 月 2 日から 29 年 5 月 10 日までの期間について、同社における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間に申立人の氏名は無く、この間の健康保険整理番号に欠番も無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間②については、社会保険事務所の記録によれば、B 社は、昭和 30 年 11 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、同日に同社の被保

険者全員(申立人を含む8人)が、被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当時の同僚は、同社が同年10月ごろ火災による操業不能に陥り、それに伴い適用事業所を全喪した旨、証言している。

また、C社が厚生年金保険の適用事業所となった日(昭和31年2月1日)に同社で被保険者資格を取得した複数の同僚は、同社は以前から営業している会社ではなく、入社時に新規設立された会社であったと記憶している旨証言している。

上記のことから、申立人の当該期間におけるB社及びC社での勤務実態については確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1702

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月6日から同年5月1日まで

私は、A社には昭和42年4月6日から勤務しているのに、厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年5月1日とされている。厚生年金保険料を控除されていたことが確認できる資料は無いが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在籍証明書及びB社が提出した臨時雇用員就労カードから、申立人が申立期間においてA社に臨時雇用員として勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人の臨時雇用員就労カードによれば、昭和42年4月6日から同年4月27日までは、業務研修期間であり、実務の現場に配属されたのは同年5月1日であるところ、申立人が名前を挙げた同期入社と同僚3人も、申立人と同様に業務研修期間中は厚生年金保険の被保険者記録が無い上、A社の担当者及びB社の担当者はいずれも、「自分は、業務研修期間中は、厚生年金保険の被保険者ではない。」と証言している。

また、A社及びB社では、申立期間当時の厚生年金保険の資格取得に係る資料は保管していないとしている上、B社は、「当時の臨時雇用員の厚生年金保険の被保険者資格の取得については、事業所単位の裁量に委ねられていたことから、当該事業所が厚生年金保険の届出を行ったのは、社会保険庁で記録が確認できる昭和42年5月1日と思慮される。」と回答している。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 8 日から 46 年 4 月 1 日まで

私がA社に勤務していた期間の中で、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社を途中で退職した覚えは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した写真及び同僚の証言により、申立人が申立期間の一部（昭和 45 年 12 月の忘年会の時期）にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が提出した厚生年金保険被保険者資格取得・喪失確認通知書によれば、申立人は、社会保険事務所の記録のとおり、昭和 45 年 9 月 8 日に被保険者資格を喪失し、46 年 4 月 1 日に再取得していることが確認できる。

また、申立期間後のA社での被保険者期間については、同社に勤務する以前に別の事業所で払い出された厚生年金保険の手帳番号を再使用していることから、申立人は、同社において被保険者資格を再取得する際、別の事業所で使用していた被保険者証を提出したものと考えられる。

さらに、A社及び当時の同僚は、「申立人は、申立期間に一度退社し、再度入社した。」としている上、申立人が同社を退職後に勤務したB社の同僚は、「申立人は、一度、A社を辞めてB社に入社したが、すぐにA社に戻り、その後、B社に再入社した。」と証言している。

加えて、A社は、「必ずしも入社してすぐに厚生年金保険の被保険者資格を取得させていたわけではない。」と回答していることから、申立人が同社に復職したとしても、直ちに被保険者資格を再取得する手続が行われなかった事情がうかがわれる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認でき

る関連資料及び周辺事情は無く、保険料控除に係る申立人の記憶も曖昧<sup>あいまい</sup>である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1704

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 9 月から 28 年 12 月まで

申立期間について、A社に勤務していたのは確かであるので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録により、A社は、昭和 32 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人の妻が名前を挙げている同僚は、「申立人とは 10 年ほど一緒だった。保険料を控除されていたかどうかは分からない。」と証言しているところ、当該同僚のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、同社の新規適用日である昭和 32 年 1 月 1 日からとなっている。

さらに、A社の当時の事業主は既に亡くなっており、同社における申立人の厚生年金保険料控除の有無についての証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 10 月から 34 年 4 月 25 日まで  
② 昭和 35 年 12 月 31 日から 36 年 5 月まで  
③ 昭和 36 年 9 月 25 日から 38 年 7 月まで  
④ 昭和 40 年 7 月 14 日から 41 年 2 月 19 日まで

申立期間①については、昭和 33 年 10 月に入社した。申立期間②は、当該期間の前に 3 か月勤務しており、退職はしておらず、36 年 5 月まで勤務した。申立期間③は、当該期間の前に 2 か月勤務しており、退職はしておらず、38 年 7 月まで勤務した。申立期間④は、途中退職すること無く継続して勤務した。申立期間①から④について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 社が加入していた健康保険組合の健康保険被保険者名簿により、申立人の健康保険の資格取得日が、厚生年金保険と同じ昭和 34 年 4 月 25 日であることが確認できる。

また、A 社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、同社における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

さらに、社会保険事務所が保管する A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該期間に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も見られない。

申立期間②については、社会保険事務所の記録により、B 社は、昭和 36 年 3 月 1 日に全喪しており、申立期間のうち、同日以降は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の事業主や事務担当者とは連絡が取れず、事情を聴取できた同僚

からも、申立ての事実を裏付ける証言が得られない。

申立期間③については、C社が保管している健康保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人の健康保険被保険者資格喪失日が、昭和36年9月25日であることが確認できる。

また、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険料の控除についてC社に照会したが、申立ての事実を確認できる資料や証言は得られなかった。

申立期間④については、社会保険事務所が保管するD社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は、昭和40年5月15日に被保険者資格を取得し、同年7月14日に資格を喪失後、再度41年2月19日に同社で資格を取得しているところ、申立人の厚生年金保険記号番号及び健康保険番号は、最初に被保険者資格を取得した際と再度被保険者資格を取得した際とは異なっていることが確認できる。

また、同僚の一人が、「申立人は、いったんD社を辞めて他の会社に勤めた時期があった。」と証言しているところ、申立人もこの事実を認めており、その期間は2か月ぐらいであったと証言しているものの、その記憶は曖昧である。

さらに、D社は、申立期間当時の関連資料を保存しておらず、同社における申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除の有無について確認できない。

このほか、申立人の申立期間①から④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案 1706 (事案 401 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年12月30日から29年3月1日まで

私は、昭和24年5月1日から37年2月25日までA社に勤務していたが、申立期間について厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間について、被保険者として認めてほしいとして年金記録確認の申立てをしたところ、平成20年10月8日付けで総務省中部管区行政評価局長から年金記録の訂正は必要でないとする通知文書もらった。

しかし、申立期間について、厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できず、新たな資料として当時の事業主の二男が現在勤務しているB社の資料を提出するので、再度、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、当時、申立人と同様の仕事をしていた同僚6人のうち4人が申立人と同様の空白期間があり、社会保険事務所が保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、2度にわたる被保険者としての得喪記録が確認できる上、その間の健康保険整理番号にも欠番は無く、不自然な点は見られないほか、当時の事業主等が既に死亡しており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づく平成20年10月8日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、新たな資料として当時の事業主の二男が現在勤務しているB社の資料を提出してきたものの、当時の事業主の二男は、「A社に勤務したのは昭和42年以降であり、当時の資料も無いため不明である。」と証言している上、B社に係る当該資料は、保険料控除の事実を示す資料ではなく、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほかに、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1707

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年3月1日から同年8月1日まで

私は、昭和33年2月末にA社を退職してすぐにB社に入社した。給料から厚生年金保険料を控除されていたのに、同年8月1日まで厚生年金保険の記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社における同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間当時、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社は昭和38年11月27日に全喪しており、また、当時の事業主は死亡しており証言が得られないため、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実が確認できない。

また、申立人と同時期に勤務していた複数の同僚について、B社への入社日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が異なっていることから判断すると、同社では、入社後一定期間をおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を行っていたものと推測される。

さらに、社会保険事務所が保管する厚生年金保険記号番号払出簿により、申立人の手帳記号番号が昭和33年8月14日にB社で払い出されたことが確認できるとともに、同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年3月16日から39年9月1日まで  
② 昭和40年7月26日から41年11月1日まで

申立期間は、A社に継続して勤務していたのは確かであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社における同僚の証言から判断して、申立人が、申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人と一緒にA社に入社したと証言している同僚には、同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人と同時期にA社に勤務していたと推認できる同僚4人のうち3人は、昭和39年1月から同年8月までの期間について厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社に係る社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の申立期間における健康保険整理番号に欠番は見られない。

申立期間②については、申立人は、A社に勤務した期間について、申立書において「昭和42年10月まで」及び「43年10月まで」と異なる記載をしており、その後、「二十歳になる前に退職したので、41年10月まで勤務した。」と証言するなど、記憶が曖昧である。

また、同僚の一人は、「私は、会社の倒産により昭和40年9月に退職したが、申立人は私よりも早く退職した。」と証言している。

さらに、社会保険事務所の記録によると、A社における厚生年金保険の被保険者は、昭和40年9月末に資格喪失した者が最後であり、その後の被保険者記

録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 7 月 15 日から 41 年 7 月 1 日まで  
私は、会社を変わる時は、就職先を決めてから次の会社に入ったので、被保険者記録の空白は無いはずである。また、A社を退職後、次の会社に年金手帳を提出する際、年金手帳を同社に取りに行った記憶がある。同社の同僚と一緒に写した写真があるので調査し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた写真及び複数の同僚が申立人の勤務を証言していることから、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社は昭和 43 年 2 月 26 日に全喪、46 年 9 月 10 日に商業登記簿を閉鎖しており、事業主、経理担当者及び工場責任者は、いずれも既に死亡していることから、申立てに係る周辺事情を調査することができない。

また、申立期間について、社会保険事務所におけるA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、同僚 6 人は、自らの勤務期間と厚生年金保険被保険者期間が相違すると証言している上、別の同僚 1 人は、A社に勤務したものの厚生年金保険被保険者記録は無いと証言していることから、申立期間当時、同社では、すべての社員について、厚生年金保険被保険者の資格を取得させていたわけではないことが推認できる。

加えて、申立人は、申立期間に係る雇用保険の記録も確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1710

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から9年1月1日まで  
厚生年金保険の加入期間が実働期間と相違しているため、ここに正否を正すべく申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の商業登記簿によれば、申立人は、平成2年10月30日に同社の代表取締役役に重任されており、21年3月2日には代表清算人として登記されていることが確認できる上、申立人の妻は、申立人は事業主として勤務していたと証言していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失手続及び健康保険証の回収は、平成7年3月3日に行われており、前日の同年3月2日には、それまで申立人の被扶養者とされていた申立人の母について、申立人の妻の被扶養者とする変更処理がなされていることが確認できることなど、社会保険事務所の一連の手続に不自然な点はみられない。

また、申立人は、平成7年3月1日から国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、A社は平成9年1月1日に全喪しており、商業登記簿によれば、14年12月3日に解散、21年3月30日に清算終了していることから、当時の資料が保管されておらず、事業主である申立人も当時の記憶が無いとしており、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた状況は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

なお、申立人は申立期間においてA社の事業主であるとともに、同社において社会保険の事務処理の担当者であり、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」第1条第1項ただし書の規定により、当該事業主が当該義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合に該当すると認められることから、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたとしても、同法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 愛知厚生年金 事案 1711

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月 1 日から 56 年 3 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間と実働期間が相違しているため、ここに正否を正すべく申立てする。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の事業主である申立人の夫は、「申立期間を含め、妻は継続してA社に勤務していた。」と証言していることから、申立人は申立期間において同社に勤務していたものと推認される。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、申立期間においてその夫の被扶養者として認定されていることが確認できる。

また、A社は平成9年1月1日に全喪しており、商業登記簿によれば、14年12月3日に解散、21年3月30日に清算終了していることから、当時の資料が保管されておらず、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた状況は確認できない。

さらに、社会保険事務所の記録によると、申立人の資格喪失日と同日に、事業主の母が被保険者資格を喪失しているとともに、申立人の資格喪失日から約6か月後に、事業主の父が被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該事実について、A社の事業主である申立人の夫は、明確な記憶は無いと証言している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案1712

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年12月1日まで

私は、昭和28年4月1日から30年11月末までA社に住み込みで勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かであるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、A社は、申立期間後の昭和62年11月2日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立期間当時にA社に勤務していたとみられる同僚3人は、いずれも申立期間当時、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなかったことを承知していたと証言しているところ、社会保険事務所の記録によると、当該同僚には同社に勤務していたとみられる時期は厚生年金保険被保険者となっていないことが確認できる上、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和62年11月2日に資格取得した者のうち21人の被保険者記録を確認したところ、19人が、新規適用以前の期間については国民年金の被保険者であることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 11 月 1 日から 32 年 5 月 1 日まで  
② 昭和 32 年 5 月 30 日から 33 年 2 月 1 日まで

私は、昭和 31 年 6 月ごろに転居し、A 高等学校の定時制に転入した。同年 10 月ごろ、学校の紹介で B 社に入社した。同社には、同級生の C 氏が勤務していたが、私と入れ替わりで退職した。

社会保険事務所の記録によると、B 社における被保険者期間は昭和 32 年 5 月の 1 か月のみとされているが、C 氏の退職日が 31 年 11 月 1 日であり、彼と入れ替わりで入社したはずの自分の資格取得日が 32 年 5 月とされているのはおかしいので、申立期間①について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

また、B 社退職後は、間を置かずに D 社に就職したので、申立期間②についても厚生年金保険の被保険者と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B 社の厚生年金保険被保険者 15 人のうち連絡先が判明した 6 人に照会し、このうち 4 人から回答を得たが、申立人が申立期間①及び②に同社に勤務していたことを裏付ける証言を得ることはできなかった。

また、B 社は、既に解散している上、当時の事業主も死亡しているため、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできない。

さらに、社会保険事務所が保管している B 社に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の資格取得日はいずれの記録も昭和 32 年 5 月 1 日であるとともに、申立人の厚生年金保険被保険者記号番号は、同日に資格取得している者と連番で払い出されていることが確認でき、申立人の資格取得に係る社会保険事務所の記録に不自然な状況は

見当たらない。

加えて、申立人は、B社の退社時期に係る記憶が不確かであるところ、申立人が同社の次に勤務したD社は、昭和33年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人は同社の新規適用日と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることから、申立人は申立期間②においては同社に勤務していた可能性もうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1714

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から45年2月1日まで

私は、集団就職で上京し、昭和37年10月から45年1月末日までA社に勤務していた。当時、保険証を使用した記憶があるので、健康保険に入っていたはずである。厚生年金保険料を給与から控除されていたことを証明できるものは無いが、確かに勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

事業所の所在地、その近隣の状況及び当時の同僚に係る申立人の具体的な記憶、B協同組合が保管している記録などから判断して、申立てに係る事業所は、C社であると認められるとともに、申立人が申立期間に同社に勤務していたことについては推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、申立てに係る事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できるとともに、申立人が記憶している同僚についても、当該事業所に勤務していたとみられる期間については厚生年金保険被保険者ではないことが確認できる。

また、雇用保険の記録によると、申立人が申立てに係る事業所の後に勤務した事業所については雇用保険の被保険者記録がある一方、申立ての事業所に係る雇用保険の記録は確認できない。

さらに、申立てに係る事業所は、現在、その所在が確認できず、申立期間当時の事業主とは連絡が取れないため、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできず、このほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月20日から22年7月25日まで  
ねんきん特別便で夫の厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、申立期間が空白となっていることが分かった。  
しかし、申立期間もA社又はB社に継続して勤務していたと思われるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。  
(注) 申立人は、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのはおかしいとしているが、申立期間は婚姻前でもあり、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者であったとする特段の根拠は無いとしている。

また、申立期間にA社又はB社における厚生年金保険被保険者記録のある同僚12人に聴取したが、申立人が申立期間も継続してA社又はB社に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間当時にC市にあったA社の工場における厚生年金保険被保険者記録がある同僚は、「昭和20年8月20日に終戦による人員整理が行われ、何人かの従業員が地元に帰っていった記憶がある。」としているところ、同工場の厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の健康保険番号の前後298人について、申立人と同じ同年8月20日に資格喪失している者が133人と多い上、この133人のうち、その後の被保険者記録が確認できる50人について、いずれも同工場の資格喪失後にA社又はB社において資格取得していないことが確認できる。

加えて、A社には申立期間当時の人事記録等の関連資料は保存されておらず、

B社も既に全喪している上、申立期間当時の事業主とも連絡が取れず、申立てに係る事実を裏付ける証言を得ることはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 7 月 30 日から同年 8 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、私の A 社における厚生年金保険被保険者期間は 1 か月となっている。しかし、私の保管する平成 7 年 6 月分と 7 月分の 2 か月の給与明細書から厚生年金保険料が控除されているので、年金記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された A 社の平成 7 年 6 月分及び同年 7 月分の給与明細書により、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、雇用保険の記録によれば、申立人の離職日は平成 7 年 7 月 29 日であると確認できるところ、当該離職日の翌日は、厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

また、厚生年金保険法では、第 19 条において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の A 社における資格喪失日は、平成 7 年 7 月 30 日であり、申立てに係る同年 7 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、A 社は平成 7 年 9 月 30 日に解散し、同年 10 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできない。

加えて、A 社の元事業主からは証言を得ることはできなかったものの、同社の元役員は、「保険料は当月控除で、月末までに退職した者の保険料は、翌月

に返金処理をしていた。」と証言している。

このほか、A社の上司及び同僚は、申立人の氏名を記憶しているものの、申立人の勤務期間に関する記憶は無いとしているなど、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、厚生年金保険被保険者となることができない期間であったことから、厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案1717

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年7月1日から22年1月8日まで  
② 昭和24年9月19日から26年10月30日まで  
③ 昭和27年4月1日から30年6月2日まで  
④ 昭和34年6月1日から35年6月1日まで

私は、申立期間①及び②は、A社で働いていた。また、申立期間③は、B社で、申立期間④はC社で働いていた。すべての申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、A社の現在の事業主は、「当時の人事記録、給与及び厚生年金保険の関係資料については保存されていない。当時の厚生年金保険の取得状況を知っている人はいないだろう。」と回答していることから、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険の取扱い等について確認することができない。

また、申立期間①及び②においてA社へ入社した複数の同僚に聴取するも、申立期間に申立人が勤務していた旨の証言は得られなかった。

さらに、申立人がA社で勤務していたと記憶している複数の同僚は、「申立人が勤務していたことは記憶しているものの、勤務期間は不明である。」としており、申立人の同社における勤務期間を特定することができない。

加えて、申立期間①及び②において、社会保険事務所が保管しているA社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

申立期間③について、B社の後継会社の総務担当者は、「申立人の申立期間の勤務実態、厚生年金保険の関係資料、厚生年金保険料控除について調査した

が、いずれも資料の保存が無く不明であった。」と回答している。

また、社会保険事務所の記録によれば、B社は昭和30年2月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間③のうち、27年4月1日から30年1月31日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる上、申立期間③のうち、同年2月1日以降の期間は、社会保険事務所における同社の当該期間に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の名前は無く、健康保険整理番号の欠番も無い。

さらに、申立人がB社で勤務していたと記憶している複数の同僚については、連絡先不明のため周辺事情を調査できず、申立期間③において同社に入社した同僚に聴取するも、当該期間に申立人が勤務した旨の証言は得られなかった。

申立期間④について、C社の事業主は既に他界しているが、事業主の親族は、「申立人の申立期間における勤務実態、給与支払関係書類、厚生年金保険関係の資料の保存は無く、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得状況は不明である。」と回答している。

また、申立人がC社に勤務していたと記憶している同僚については、既に他界していたり、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから、申立てに係る周辺事情を調査できない。

このほか、申立人の申立期間①から④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年5月から39年11月10日まで

私は、申立期間にA社B支店に勤務し、その後、C社にも勤務したが厚生年金保険の記録が無い。調査をして記録を訂正し、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、申立人がA社B支店に勤務していたとする期間について、申立人が記憶している同支店の業務内容と、同支店の責任者が記憶している業務内容が一致していることから、申立期間の一部において申立人が同支店において勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によると、A社B支店は、同社本社において厚生年金保険の適用事業所となっているところ、同社本社は、「申立期間当時の資料の保存が無いため、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得の事実は確認できない。」旨回答している。

また、申立期間当時のA社B支店の責任者は、「申立人についての記憶は無い。同社本社で採用された者でなければ社員ではなく、臨時雇用であろう。」と証言しており、申立人の同支店における勤務期間を特定できない。

さらに、社会保険事務所が保管しているA社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

申立期間のうち、申立人がC社に勤務していたとする期間について、申立人が記憶している同社の業務内容と、同社の同僚が記憶している業務内容が一致していることから、申立期間の一部において申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、C社は、「申立期間当時の資料の保存が無いため、申立人の厚生年

金保険の被保険者資格取得の事実は確認できない。」旨回答している。

また、C社の複数の同僚は、いずれも申立人について記憶が無いと証言していることから、申立人の同社における勤務期間を特定できない。

さらに、社会保険事務所が保管しているC社の申立期間に係る厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票の整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い上、申立人のA社B支店及びC社における勤務期間の記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 11 月から 46 年 7 月まで

私は、昭和 45 年 11 月から 46 年 7 月まで A 社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。保険料控除が証明できる資料は無いが、同社に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚について、申立期間における A 社の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上、当該複数の同僚が「期間は分からないが申立人は勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社において勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所を全喪しており、申立期間当時の関連資料を得ることはできず、同社の事業を継承した B 社にも、当時の関連資料は保存されていない。

また、A 社の当時の事業主の連絡先及び消息も不明であり、当時の経理担当者も他界していることから、当時の同社における厚生年金保険の取扱状況及び資料の有無について証言を得ることはできない。

さらに、雇用保険の記録によると、申立人は、A 社の前後の事業所については雇用保険の加入記録が確認できる一方、申立期間については雇用保険の記録は確認できない。

加えて、社会保険事務所が保管している A 社の厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は無く、健康保険整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無く、当該控除に関する申立人の記憶も不明確である。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 愛知厚生年金 事案1720

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から49年 5 月16日まで

私は、昭和48年10月からA社に勤務していた。厚生年金保険料の控除があったことを記憶している。同社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社は、「申立期間当時の関連資料は保管されていない。」と回答している上、申立人が主張する社会保険手続を委託していたとされる社会保険労務士は、既に他界しており、同社における厚生年金保険の取扱状況を確認することができない。

また、複数の同僚は、「A社の入社時に資格、経験等がある者については、入社と同時に厚生年金保険被保険者資格を取得させていたが、通常は試用期間とされる見習期間があり、その間は、厚生年金保険被保険者資格を取得させない旨の説明があった。」と証言している。

さらに、社会保険庁のオンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、申立人のA社における雇用保険の加入記録（昭和49年 5 月16日資格取得。）は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

なお、社会保険事務所が保管するA社に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間において整理番号に欠番は無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 4 月 16 日から同年 10 月 4 日まで  
② 昭和 34 年 10 月 8 日から 41 年 4 月 26 日まで

私は、脱退手当金の請求手続を行った記憶は無く、受け取った記憶も無い。脱退手当金が支給決定された時は、結婚後で名字も住所も変わっていたが、私はこのことを社会保険事務所に届け出なかった。

このため、社会保険事務所は、私の住所が分からないことから脱退手当金を支給できないはずなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の被保険者原票において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年4月の前後3年以内に資格喪失した受給資格のある女性9人(申立人を含む。)の脱退手当金の支給記録を確認したところ、全員に脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち7人が資格喪失日から約6か月以内に脱退手当金の支給決定がなされており、いずれも請求手続の時期が退職後間もないころとなっていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約4か月後の昭和41年8月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年8月20日から29年9月5日まで  
② 昭和32年2月1日から33年10月31日まで

私は、脱退手当金を受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

最終事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名は、事業所を退職した約5か月後の昭和34年3月11日に旧姓から新姓に氏名変更されており、申立期間の脱退手当金は同年3月20日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約5か月後の昭和34年3月20日に支給決定されている上、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 愛知厚生年金 事案1723

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月20日から22年9月15日まで

私は、仕立の見習いをするため、昭和22年9月16日にA社を退職した。

退職の当日、給与は受け取ったが、脱退手当金について会社から説明は無く、私もそういう制度があることを知らなかった。

脱退手当金を受け取っていたことは、ねんきん特別便を確認して初めて気付いたが、受け取った記憶は無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、当時の受給要件（被保険者期間が6か月以上20年未満の者が資格喪失したとき。）に該当し、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から25日後の昭和22年10月10日に支給決定されているほか、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金を支給したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さは見当たらない。

また、申立人の脱退手当金が支給決定された時期は通算年金通則法施行前であり、申立期間の事業所を退職後、厚生年金保険の被保険者記録が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいふがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。